全国こども政策主管課長会議

令和6年3月 厚生労働省雇用環境·均等局 雇用機会均等課

《目次》

Ι.	雇用環境 均等局雇用機会均等課関係	

1.	母性健康管理等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 4
2.	不妊治療と仕事との両立支援について	 7

I. 雇用環境·均等局雇用機会均等課関係

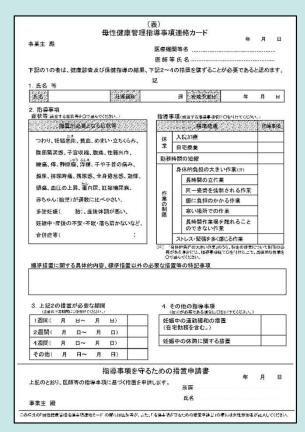
1. 母性健康管理等について

母性健康管理指導事項連絡カード

母性健康管理指導事項連絡カードについて

「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるように

するため事業主が講ずべき措置に関する指針」に規定

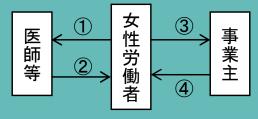




【使用方法】

1 医師等は、妊娠中又は出産後の働く女性に対して、健康診査等の結果、通勤緩和や勤務時間短縮等の措置が必要であると認められる程度の指導事項がある場合、母健連絡カードに必要な事項を記入して渡します。(①②)2 妊娠中又は出産後の働く女性は、事業主にこの母健連絡カードを提出して、措置を申し出ます。(③)

3 事業主は、母健連絡カードの 記入内容に従って通勤緩和や勤 務時間短縮等の措置を講じます。 (④)





様式ダウンロード

https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/common/pdf/bosei_kenkoukanri_r030701.pdf

働く女性の心とからだの応援サイト

https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/

人事労務担当者、働く女性、産業医、産婦人科医などのみなさま

働く女性の心とからだの応援サイト



女性が健康でいきいきと働き続けられるために必要な情報や、 妊娠中・出産後も働き続けるための母性健康管理に関する情報を紹介しています。

企業ご担当者・産業医の方へ

妊産婦が働きながら安心して妊娠・出産するために

- 会社として妊婦さんにどう配慮したらいい? →母性健康管理等に関する企業の義務等を
- 詳しく解説、相談を実施
- 妊娠中・出産後の女性が安心して 働き続けるために企業ができることって?
- → 企業取組事例を多数ご紹介

女性が働きやすい職場を作るために

- 上司や同僚の方が、女性の健康について 理解していますか?
- → 社内研修等でご利用いただける 「研修用資料・動画」を公開中

働く女性の方へ

- 働く女性のための妊娠・出産等の制度を利用しましょう!
- いつから産前休業等ができるの?
- →産前・産後、育児休業の自動計算ツール 妊娠週数・月数自動計算ツールをご利用ください。
- パートでも産休は取れる? つわりで立ち仕事がつらい・・・
- → 法解説、専門家コラム、Q&Aでお答えしています
- ライフステージごとの健康課題について知りましょう!
- 自分の年代で多い病気は何?
- → 女性特有の健康課題を 年表形式で解説しています。

「働く女性の心とからだの応援サイト 妊娠出産・母性健康管理サポート」







厚生労働省

企業ご担当者、働く女性などそれぞれの方に向けて

- √女性のライフステージごとの健康課題について詳しく解説しています
- √女性労働者特有の健康管理に関する諸問題について、企業ご担当者側、女性労働者双方の目線で紹介しています

働く女性の心とからだを応援するコンテンツ

働く女性の健康について

女性が健康でいきいきと働き続けられるために知っておきたい情報など

女性特有の健康課題

女性のライフステージごとの様々な健康課題(月経、更年期、女性 特有のがん等)について情報を掲載。



なぜ女性の健康支援が必要なのか

従業員のだれもが健康に働く職場づくりについて、女性の健康支 援が必要な理由と、具体的な取組をしている企業の事例をご紹介。





研修用資料:動画

働く女性の健康について理解を深 め、女性の就業促進や健康保持増進 のための職場づくりに役立つ社内研 修用資料、動画を提供。

Q&A

女性労働者側、企業ご担当者側双方 の目線から、「カラダ」「メンタル」「食 事」「生活習慣」「職場」の5項目を掘 り下げたQ&Aを掲載。

専門家コラム

仕事と健康に関する様々なトピック について、専門家が解説。

母性健康管理等について

- √母性健康管理等の法律について詳しく解説しています
- 男女雇用機会均等法で母性健康管理、労働基準法で母性保護等が定められています。
- ・保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保、指導事項を守ることができるようにするための措置【男女雇用機会均等法第12条、第13条】 妊産場等の危険有害業務の就業制限、妊婦の軽易業務転換、産前・産後休業等【労働基準法第64条の3、第65条等】

こんなコンテンツがあります

- ■企業担当者の方へ 母性健康管理に対する企業の義務
- ■母健連絡カードについて
- ■働く女性の方へ 働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために ■クイズ感覚で学ぼう!働く女性のための妊娠・出産

妊産婦に関する制度

企業が妊娠の相談や報告を受けた 場合にすることや、職場環境づくり の推進方法など、法制度に基づき詳 しく時間。

- ●人事労務担当者、働く女性向けに、 母性健康管理に関するQ&Aで各種
- ●企業の取組事例、働きながら出産し た女性の経験(生の声)を紹介。

母健連絡カード

入手方法や利用方法、企業がカードを 提出された場合の対応等を詳しく説 明。カードのダウンロードもできます。



メール相談

企業の方、働く女性の方からの母性 健康管理等に関する疑問、お悩みに ついて、医師、社会保険労務士等が お答えします。

く休みたいという相談がありましたが、2か月 前に生まれるリスクはあるのでしょうか?

つわりの症状が重く、医師から夜の時間帯の 動能は避けるように覚われていますが、会計か 5時間の変更はできないと言われています

2. 不妊治療と仕事との両立支援について

くるみん「プラス」認定の創設(不妊治療と仕事との両立に係る基準の追加)



次世代育成支援の取組を行う企業に、不妊治療と仕事との両立に関する取組も行っていただくインセンティブを設ける観点から、くるみん、トライくるみん、プラチナくるみんの一種として新たな類型「プラス」を設け、<u>認定基準に「不妊治療と仕事と</u>の両立」に関する基準を追加する。

※「不妊治療と仕事との両立」に関する基準の認定については、くるみん、トライくるみん、プラチナくるみんの申請を行う際の必須基準ではなく、くるみん、トライくるみん、プラチナくるみんの認定基準のみの認定申請を行うことも可能。

認定基準

不妊治療と仕事との両立に関する認定基準は、以下の基準とする。

※ くるみん、トライくるみん、プラチナくるみんで基準は共通のもの。

<不妊治療と仕事との両立に関する認定基準>

- 次の①及び②の制度を設けていること。
- ① 不妊治療のための休暇制度(多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。)
- ② 不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間 勤務、テレワークのうちいずれかの制度
- ・ 不妊治療と仕事との両立に関する企業トップの方針を示し、講じている制度の内容とともに社内に周知していること。
- ・ 不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること。
- ・ 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談等に応じる両立支援担当者を選任し、社内に周知していること。

両立支援等助成金(不妊治療両立支援コース)

令和6年度当初予算案 93百万円 (1.2億円) * () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

近年、不妊治療を受ける夫婦は約4.4組に1組、不妊治療(生殖補助医療等)によって誕生する子どもも13.9人に1人(2020年)となるなど、働きながら不妊治療を受ける労働者は増加傾向にあるが、不妊治療と仕事との両立ができずに16%(女性の場合は23%)の方が退職しており、不妊治療と仕事との両立支援は重要な課題となっている。

このため、不妊治療についての職場における理解を深め、不妊治療のための休暇制度等を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を受けている労働者に休暇制度等を利用させた事業主を支援することにより、不妊治療による離職防止を図る。

2 事業の概要・スキーム

1 支給対象となる事業主

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度(①不妊治療のための休暇制度(特定目的・多目的とも可)、②所定外労働制限制度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤フレックスタイム制、⑥テレワーク)を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度(上記①~⑥)を労働者に利用させた中小企業事業主

2 支給要件

(1)環境整備、休暇の取得等

- ① 不妊治療と仕事との両立を支援する企業トップの方針を雇用する労働者に周知していること
- ② 不妊治療のための休暇制度・両立支援制度(上記1①~⑥)について、労働協約又は就業規則に規定するとともに労働者に周知していること
- ③ 不妊治療と仕事との両立のための社内ニーズの把握(調査の実施)を実施していること
- ④ 不妊治療と仕事との両立について労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援担当者」を選任していること
- ⑤ 両立支援担当者が不妊治療を受ける労働者の相談に応じ、「不妊治療両立支援プラン」を策定し、プランに基づき休暇制度・両立支援制度(上記1①~⑥のうちいずれか1つ以上)を合計5日(回)以上労働者に利用させたこと

(2) 長期休暇の加算

上記(1)の休暇取得者も含め、休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させたこと

3 支給額

(1)環境整備、休暇の取得等

上記2(1)により環境整備を図り、最初の休暇制度又は両立支援制度の利用者が合計5日(回)以上利用した場合 1事業主当たり、30万円

(2) 長期休暇の加算

上記2(2)により休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合 1事業主当たり、30万円((1)の休暇取得者が20日以上連続して取得する場合はその者を対象とする。)

4 支出科目

労働保険特別会計 雇用勘定から支給

支給機関

都道府県労働局

支給実績(令和4年度):49百万円(169件)